国土交通省が提供するオンライン教材による講習に準ずる講習の基準

（国土交通省ホームページへの掲載基準）

１．次に掲げる要件のすべてを満たす講習は、国土交通省ホームページへの掲載を希望する者からの申し出があれば、「特殊な車両の通行の許可に関する事務の具体的処理について」（昭和 53 年 12 月 1 日付け建設省道交発第 97 号道路局道路交通管理課長通達）５（６）に規定する国土交通省が提供するオンライン教材による講習に準ずるものとして、国土交通省ホームページに掲載することとする。

- 特殊車両の通行に係る誘導業務に関する講習について相当の実績を有する一般社団法人又は一般財団法人が行うものであること。
- 特殊車両の通行に係る誘導業務に通算して３年以上従事した経験を有する者が、講師として講習を行うものであること。
- 講習に用いる教材が、「特殊車両の通行に係る誘導等ガイドライン」の内容を包含したものであること。
- 毎年１回以上行うものであること。
- 講習終了後に修了考査を行うものであること。
- 講習を修了した者に、国土交通省で定める受講修了書を交付するものであること。
- 受講者を講習主催者の会員等に限定しないものであること。
- 講習主催者が債務超過の状態にないこと。
- その他、公正かつ適格に実施するものであること。

（講習の実施に係る義務）

２．１．の規定により国土交通省ホームページに掲載された講習（以下「掲載講習」という。）の主催者は、公正に、かつ、以下の方法により講習を実施しなければならない。

- 修了考査は、講義の終了後に行い、誘導車の運転者として必要な知識を習得したかどうかを判定できるものであること。
- 講習を実施する日時、場所その他講習の実施に際し必要な事項及び当該講習が国土交通省ホームページに掲載されている講習である旨を、講習の主催者のホームページ等においてあらかじめ公表すること。
- 本基準への適合状況の確認のため必要な国土交通省からの報告の求めに応じること。

（講習実施規程の提出）

３．掲載講習として国土交通省ホームページに掲載を希望する者は、以下の内容が分かる書面（以下「講習実施規程」という。）を国土交通省道路局道路交通管理課車両通行対策室に提出しなければならない。また、これを変更しようとするときも、同様とする。

- 主催者名
- 講習名
- 講師の所属、氏名及び誘導車による誘導業務の経験年数

・　講習に用いる教材に関する事項
・　講習の実施場所に関する事項
・　講習の内容及び時間に関する事項
・　受講者の募集方法に関する事項
・　受講料及びその収納方法に関する事項
・　受講修了書の交付に関する事項
・　講習の実施に係る公表の方法に関する事項
・　修了考査の方法に関する事項

なお、講習実施規程は、変更の場合を除き、最近の財務諸表を添付して提出するものとする。

（講習の実施結果の報告）

４．掲載講習の主催者は、講習を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を国土交通省道路局道路交通管理課車両通行対策室に提出しなければならない。

・　講習の実施年月日及び実施場所
・　受講申込者数及び受講者数

なお、報告書には、受講者の氏名、受講修了書の交付の年月日、受講者 ID（国土交通省が提供するオンラインシステムによる講習で発行されたもの）その他必要な事項を記載した修了者一覧表、講習に用いた教材並びに修了考査の問題を添付するものとする。

（ホームページ掲載の削除）

５．掲載講習が、以下のいずれかに該当するに至ったときは、国土交通省ホームページから削除する場合がある。

・１．の掲載基準を満たさない場合
・３．の規定により提出された講習実施規程によらないで講習を行ったとき
・その他、国土交通省が不適当と判断したとき

[問い合わせ及び連絡先]
国土交通省道路局道路交通管理課　車両通行対策室
住所：〒100-8918　東京都千代田区霞が関 2-1-3
電話番号：03-5253-8111（国土交通省代表）
FAX：03-5253-1617
E-mail：hqt-tokusya-yudokoushu2021@gxb.mlit.go.jp